

記載例③ 転勤等により特別徴収義務者が変わる場合

※提出経路 旧勤務先 → 新勤務先 → 藤枝市役所

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎月末までにご提出いただいた異動届出書については、翌月10日付の税額通知書に反映します。
◎用紙が足りない場合は、コピーしてご利用ください。

		※市処理欄		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度									
(あて先) 藤枝市長 令和3年10月29日提出	給(特別徴収義務者)与支払者	所在地	〒426-0026 藤枝市岡出山1-11-1	この届出に係る連絡先	係	特別徴収義務者指定番号	1	2	3	4	5	6	7		
	フリガナ	シ、タ、カブ、シキ、ガイ、シャ	名称又は氏名			志太株式会社	氏名	宛名番号	1	2	3	4	6	7	8
	代表者の職氏名印	志太 一郎	代表者の職氏名印			志太 一郎		電話	受給者番号(整理番号)						
	法人番号又は個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	法人番号又は個人番号			1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	012-345-6789								
フリガナ	フジエダ タロウ	旧姓		(ア) 特別徴収税額(年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由(選択項目にレ点)	異動後の未徴収税額の徴収方法(選択項目にレ点)	1月1日から退職時までの給与支払総額				
氏名	藤枝太郎			円	6 月分	円	円	令和 3 年 10 月 31 日	<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 転勤 <input type="checkbox"/> 3. 休職 <input type="checkbox"/> 4. 育児休業 <input type="checkbox"/> 5. 死亡 <input type="checkbox"/> 6. { }	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 → (C欄記入) <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収(5月分までまとめて徴収) → (B欄記入) <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収(残額を個人で納付) → (B欄記入)	円	控除社会保険料額			
生年月日	昭和 平成 29 年 3 月 31 日			120,000	10 月分	50,000	70,000				円				
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2										円				
1月1日現在の住所	〒 藤枝市 茶町1-5-5										円				
現在の住所	〒 同上										円				

「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

◎A欄とC欄を記載してください。

※一括徴収の場合、該当月の前月分まで

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由	徴収予定			一括徴収した税額は
1. 異動が12月31日以前で本人から申出有(注1)	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計[上記(ウ)と同額]	月分 と合わせて納入します (納期限 月 日)
令和 年 月 日申出			円	
2. 令和4年1月1日以降に退職(注2)				
一括徴収で きない理由	<input type="checkbox"/> 1. 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。 <input type="checkbox"/> 2. その他()			

(注1) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は、特にご協力をお願いします)

(注2) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。

●転勤等による特別徴収届出書 (転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入し、新しい勤務先を経由してすみやかに提出してください。)

月割額	10,000 円を	給(特別徴収義務者)与支払者	所在地	〒426-0034 藤枝市駅前2-1-5	特別徴収義務者指定番号	7:6:5:4:3:2:1 新規 <input type="checkbox"/>
11 月分	月分	フリガナ	シ、タ、カブ、エキマエ、エイギョウ、ショ	受給者番号	22214/002	
		名称又は氏名	志太(株)駅前営業所	この届出に係る連絡先	係	人事係
		代表者の職氏名印	志太 二郎	氏名	山田 泉	
		法人番号	3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1	電話	012-345-9876	

新規の場合

新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合

指定番号事前連絡
 必要 不要

納入書
 必要 不要

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。

◎送付先 〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1-11-1 藤枝市役所課税課 市民税係(直通 054-643-3187)

届出書はHPよりダウンロードできます。
<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/benri/shinseisho/kurashi/1445913094943.html>

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先でA欄を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、C欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませてください。給与所得者の一月一日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付し